

## 【保健福祉局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
2	30.1月 障害保健福祉推進室が受理	<p>【難病, 男性, 本人・支援者】</p> <p>人工呼吸器を装着した障害者は, 健常者と同じように長時間, 体位を直角に保つことはできませんが, 航空機においては, そういった人たちが機内で過ごすための環境が整備されているとはいえない。</p> <p>そのため, 搭乗に当たっては, リクライニングができるビジネスクラス席(介助者の分も含め2席)を選ばざるを得ない。また, エコノミー席でもストレッチャー料金が必要となり, 障害のない人と比べると, かなり高額になる。</p> <p>民間事業者における合理的配慮は, 努力義務であるが, 障害を理由に上記のことを選択せざるを得ないのであり, 行政からも事業者との調整をお願いしたい。</p>	<p>○航空会社に対して, ストレッチャー料金の現状を聴取するとともに, 国の航空事業所管課, 他都市等にも同様の相談がないか等確認(H30.2)</p> <p>○相談者に対して, 国等からの聞き取り内容及び権利擁護部会での意見を報告(H30.6)</p> <p>○当事者ヒアリングを実施(H30.7)</p>

## &lt;30.2.16権利擁護部会からの意見&gt;

- 当事者団体にヒアリングするなど, ニーズ調査をされてはどうか。
- 事業者も一定努力されており, これ以上のことを求めるとなると, 行政側が補助するというのも考えなければならないのではないか。
- 「障害のある人の移動」という広い視点で考える必要もあるではないか。また, ほかの公共交通機関についても, 障害者間で差がある。

## &lt;30.7.11当事者ヒアリング&gt;

- エコノミークラスにストレッチャーを取り付けた場合の料金と比較しても, ビジネスクラスの方が安くなるのが現状。ただ, ビジネスクラス席は衝突があるため, 車いすから座席を移動するのに困難が生じる。
- 航空機の構造, トイレや通路の問題(車いすで利用できるものとなっていない)
- 空港内での移動支援設備(ストレッチャーなど)の設置
- 搭乗手続きにおける配慮(事前に診断書等を提出しているが, 医療機器の持ち込みが不可とされる場合。医療機器, 車いすが解体される問題など)
- そもそも, 身の回りのことを一人でできない人を乗せることを想定していない。
- 国交省など関係省庁及び大手航空会社とも折衝している。
- 啓発活動として, ボストンの報告会とバリアフリーの講演とセットで, 各地で行っている。
- 本件は, 障害のある人の移動について, 社会全体でどう支援していくかという問題である。協力をお願いしたい。

【子ども若者はぐくみ局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
2	30.3月 (終結)	<p>【発達, 本人】</p> <p>子の入園が内定していた保育園の入園説明会(3月8日)で, 大声で「うるさい」「何を言っているか分からない」といった相談者による言動があった。 これは, 障害の特性によるもので, 当日は音を制御するためのイヤーマフを忘れたためであるが, この言動を理由に「まともに話すことができない」と, 園から子の入園を断られた。園には, 翌日(3月9日)改めて, 普段は普通に話ができることを説明し, 相談者の母が送迎を行うことを提案したが, 受け入れられなかった。</p>	<p>○区役所及び幼保総合支援室から, 園に対して, 本件受入拒否は, 子ども子育て支援法及び障害者差別解消法に違反することを説明, 指導したが, 園側の態度は変わらなかったため, 幼保総合支援室から, 園に対して, 両法に基づく是正, 改善に向けた指導文書の交付を行った。(H30.3~)</p> <p>○園から改善の報告書が提出される。(H30.6)</p> <p>①今後, 受入拒否は行わない ②職員に対する障害者差別に関する研修を実施する ③相談者に対する謝罪の場を設ける</p> <p>○園長から相談者に対し, 受入拒否及び相談者を傷つける発言, 法人全体として障害者に対する意識を改めていくことなどを丁寧に謝罪し, 相談者も納得された。(H30.8)</p>

【建設局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	29.10月 (終結)	<p>【肢体, 男性, 家族】</p> <p>梅小路公園内に車椅子が周回できる専用通路の設置を願う。(砂利道やでこぼこのある道は通ることができない。)</p>	<p>梅小路公園には, 車椅子専用の園路はないが, 主要な各施設を結ぶ園路については, アスファルトや石材等を用いて舗装を行ったり, 園内一部では, 車椅子の方も利用いただけるようにスロープを設置している。 また, 降雨等により土が流され凸凹が発生した箇所には速やかに土の補充するなど, 快適な維持管理に努めていく。</p>

【市立病院】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	29.12月 (終結)	<p>【聴覚, 男性, 本人】</p> <p>夫婦ともに聴覚障害があり, 電話ができない状態にある。そのため, 緊急時に市立病院に連絡を取る手段がなく, 電話以外の通信媒体(FAX, メール)で病院職員と連絡を取れるような運用体制の構築を求める。</p>	<p>○各部署と調整を行い, 聴覚・言語障害者専用のFAX番号を新たに取得及び新しいFAXを購入することとした。また, 対応開始に向けて対応フォローを整理した。 ○1階事務局及び救急時間外受付に専用FAXを1台ずつ設置し, 平成30年5月21日から運用を開始した。</p>